

事 務 連 絡

平成 21 年 4 月 10 日

(社) 東京建設業協会 殿

東京都下水道局

計画調整部長

雨天時における安全管理について

日頃より、下水道事業へのご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

当局では、平成 20 年 8 月 5 日に発生した雑司ヶ谷幹線再構築工事での痛ましい事故を受け、事故の再発防止策を定め、雨天時における安全管理の強化について、工事等関係者に周知してきたところです。

新年度を迎え、工事現場への新規参入者の配置など、一層の安全管理が望まれることから、対象工事につきましては、改めて、特記仕様書等に規定されている事故の再発防止策の履行を徹底願います。

これに伴う作業の中断により発生した労務費、機械賃料などの経費及び工期の延伸については、別添の作業日報の記録に基づく請負者の請求による協議のうえ、契約変更により対応しています。

つきましては、貴協会の会員の皆さまへの周知と変更協議を適切に行うよう指導方よろしく願います。

〈連絡先〉

計画調整部 技術管理担当課長 板屋

技術管理係 佐藤 TEL 5320-6601

作業日報					平成 年 月 日 曜日	
工事番号		工事件名			請負者	
第 号						
課長 (総括監督員)		〇〇係長 (工務担当)	総括監督員補佐	担当監督員	監理技術者	
	作 業 内 容			明日の作業内容		
1						
2						
3						
4						
5						
指示内容						
報告事項					安実 全施 教内 育容	
確認事項 ※1	作業開始時	作業開始時刻	天候	気象情報 (確認時刻)		水位の確認※2 (確認時刻)
		:		注意報 : (:)	警報 : (:)	cm (:)
	作業中断時	作業中断時刻及び中断理由		注意報・警報の 確認方法	作業中断の 監督員への連絡	
		☐ 注意報 ☐ 警報 ☐ 降雨 (:) (:) (:)			:	
	作業再開時	作業再開時刻 (作業中断時間)	作業開始条件		作業再開の 監督員への連絡	
			再開時の気象情報	水位の確認※2 (確認時刻)		
		:	天候・注意報・警報 () () ()	cm (:)		:
備考						

- ※1 ・「雨天時における安全管理の強化」対象工事の場合は、確認事項を記載する。 (A4タテ)
・作業中断後、再開しなかった場合は、作業再開時の欄は記載しない。
- ※2 ・降雨の影響がない水位であることを確認した時点の水位及び時刻を記載する。

1 雨天時における安全管理強化の対象工事

- ・雨天時に、雨水の流入・増水による影響を受ける地下工事等
- ・対象となる工事には、契約図書として「雨天時における安全管理に関する特記仕様書」が添付されています。（詳細は監督員に確認願います。）

2 作業中断により発生した経費として計上する対象の降雨

- ・従来の雨天日割増の対象になっていない 10mm/24hr 未満の降雨

3 対象とする作業の中断時間

- ・原則として、作業開始後、降雨・注意報等により作業を中断し、その後に作業を再開した工事等において、作業中断時から再開までの時間
- ・中断後に作業を再開せず、中止に至った場合においても、中止決定までの待機時間については対象とする。

【変更対象日数の算出例】

〇〇工の作業日	9/1	9/2	9/3	9/4	9/5	計	変更対象日数
中断時間 (hr)	4.0	3.0	5.0	—	2.0	14.0	1.75
中断日数 (日)	0.50	0.38	0.63	—	0.25	1.75	

※変更対象日数をベースに、労務費や機械賃料・損料などを、当初設計に基づき契約変更で対応する。

雨天時における安全管理の強化について

～事故の教訓を風化させないために～

- 東京都下水道局では、雑司ヶ谷幹線再構築工事での事故を受け、雨天時における安全管理の強化について、以下のとおり定めました。
- 請負者の皆さまは、これらの対策を確実に履行するとともに、個々の工事内容や工事現場の特性などに十分配慮し、より具体的で確実な安全対策に取り組んでください。

事故の再発防止策

1 作業中止の基準

突発的な局所的集中豪雨に対しても工事の安全管理に万全を期するため、新たな作業の中止基準を定める。

なお、気象情報については、注意報及び警報の対象を大雨、洪水のいずれかとする。

作業開始前

- 当該施工箇所に、一滴でも雨が降っている場合、作業は開始しない
- 当該施工箇所に係る気象区域に、注意報または警報が発令されている場合作業は開始しない

作業開始後

- 当該施工箇所に、一滴でも雨が降れば、即刻作業を中断し、一時地上に退避する
- 当該施工箇所に係る気象区域に、注意報または警報が発令された場合、即刻作業を中断し、一時地上に退避する
- 退避に際しては、作業中の資機材を放置する

作業開始・再開の条件

作業の開始及び再開にあたっては、次の3項目の全てが確認されることを条件とする

- 当該施工箇所に雨が降っていないこと、また、当該施工箇所に係る気象区域に、注意報または警報が発令されていないことが確認されること
- 管内の水位を計測し、事前の調査に基づく通常水位と変わらないことが確認されること
- 作業着手前の安全確認について、施工計画書に定める事項の全てを完了すること

2 気象情報を迅速に把握するシステムの構築

急激な気象変動などの気象情報を迅速に取得するため、気象担当者の携帯電話に、注意報及び警報の自動配信システムの配備を義務付ける。

3 退避計画作成の義務化

作業員が管内から地上に、安全かつ迅速に退避するため、人命の最優先を基本とし、ブザー付き回転灯（図-1）の配備、退避時の資機材放置及びこれらを盛り込んだ退避計画の作成を義務付ける。

施工計画書に盛り込む退避計画の基本事項は、次のとおりである。

- 作業中止基準の明示
- ブザー付き回転灯の配備等、退避指示の確実な伝達方法
- 退避時に放置する資機材などによる管内の状況や退避時間を考慮した退避ルート決定
- 工事着手前における退避訓練の実施方法

4 流下防止対策の実施

不測の事態においても人命を確保するため、作業に先立ち、管内に人孔間を結ぶ救助用ロープ（図-2）の設置、人孔への縄梯子（図-3）の設置、安全帯の装着など、適宜、作業環境に応じた対策を組み合わせ、安全対策の充実を図る。

5 気象講習の実施

急変する気象等の基礎的な知識を習得し安全管理に活用するため、局主催で、気象の専門家による講習会を定期的に実施する。また、局が主催する講習会の内容については、職場研修等を活用し、局内及び請負者社内への周知を図る。

なお、作業の中断により発生した経費については、協議に基づき適切に措置する。

雑司ヶ谷幹線再構築工事事故の概要

発生日 平成20年8月5日(火)
 発生場所 豊島区雑司ヶ谷二丁目22番地先
 気象情報 11時35分 23区大雨・洪水注意報発令
 12時33分 23区大雨・洪水警報発令

事故状況 雑司ヶ谷幹線内で管きょ更生工事を行っていたところ、突発的な局所的集中豪雨により、急激な水位上昇が生じ、管内で作業中の作業員5名の方が亡くなった。

事故発生前後の降雨状況(東京アメッシュ)



安全対策実施例

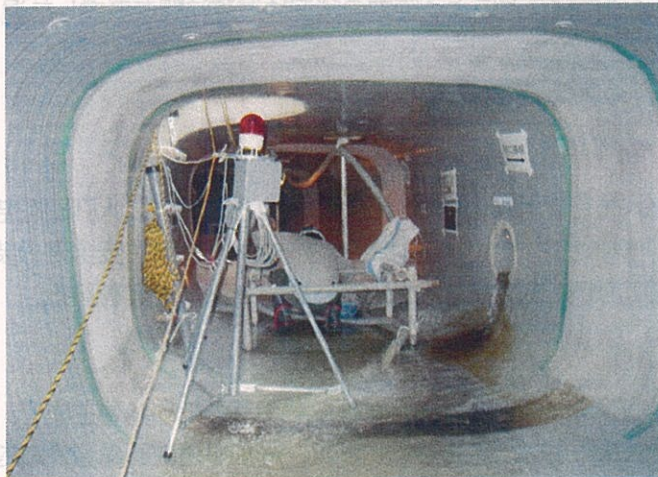


図-1 ブザー付回転灯



図-2 救助用ロープ

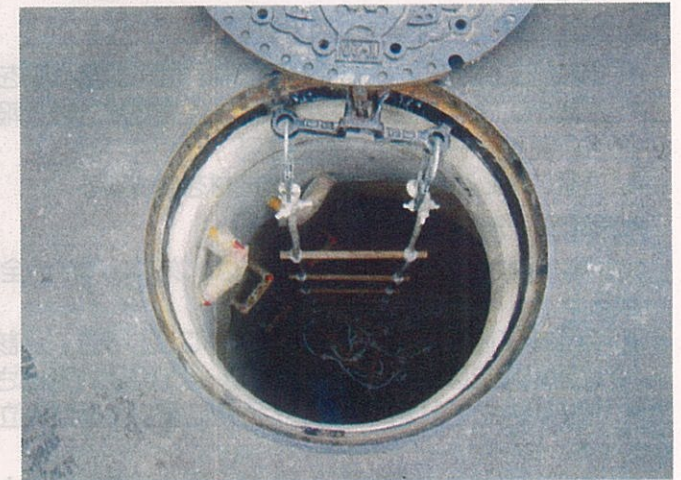


図-3 縄梯子



東京都下水道局